

第1回「山の日」記念全国大会協賛要領

(趣旨)

第1条 この要領は、第1回「山の日」記念全国大会(以下「本大会」という。)の趣旨に賛同する個人又は法人若しくは団体等(以下「企業等」という。法人化されていない個人事業主・団体を含む。)が、本大会及び本大会の関連行事(以下「本大会行事」という。)に協賛する際に必要な事項を定めるものです。

(協賛)

第2条 この要領において、協賛とは、企業等が第1回「山の日」記念全国大会実行委員会(以下「実行委員会」という。)に対して行う次の各号に掲げる行為とします。

- (1) 資金協賛 本大会行事の実施に要する資金(以下「協賛金」という。)の提供
- (2) 物品協賛 本大会行事の実施に要する物品(以下「協賛物品」という。)等の提供
- (3) その他 前各号の他、実行委員会が特に認めるもの

2 前項第1号に規定する協賛金は、一口5万円とし、最低口数を二口とします。資金協賛の種類については、別表「協賛者特典一覧」のとおりとします。ただし、個人等の協賛(以下「サポーター協賛」という。)については、一口3万円とし、最低口数を一口とします。

3 第1項第2号に規定する協賛物品は、別に定める「協賛物品の例示」を参考に物品協賛をお申し出いただける企業等と実行委員会が協議し決定することとします。

なお、協賛物品には、協賛していただいた企業等の名称及び本大会協賛呼称を表示することができます。

(募集期間)

第3条 募集期間は、平成28年6月30日(木)までとします。

(協賛の依頼)

第4条 実行委員は、本大会の趣旨に賛同する企業等に対して別に定める「協賛のご案内」等を活用し協賛を依頼します。

(協賛の申込等)

第5条 協賛をお申し出いただける企業等は、あらかじめ「第1回『山の日』記念全国大会協賛申込書」(別記様式第1号。以下「申込書」という。)を実行委員会会長に提出していただきます。

2 実行委員会会長は、申込書の提出があった場合、第10条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、速やかに受理し、申込者に対し「第1回『山の日』記念全国大会協賛申込受理書」(別記様式第2号。以下「受理書」という。)により受理した旨を通知します。

(協賛金の支払等)

第6条 第2条第1項第1号に規定する資金協賛を行おうとする企業等は、前条第2項による通知を受けた場合、受理書とともに送付される請求書により実行委員会に協賛金を

納入していただきます。

2 協賛金の入金確認後に受領書を発行いたします。

(協賛物品の受納等)

第7条 第2条第1項第2号に規定する物品協賛を行おうとする企業等は、第5条第2項による通知を受けた場合、実行委員会が指定する方法により、協賛物品を納品していただきます。

2 第2条第2項により協賛物品に企業等の名称及び本大会協賛呼称を表示する場合の文字サイズ・表示方法等は実行委員会で指定するものとします。

3 複数の企業等(以下「協賛者」という。)から同一の物品協賛の申込があり、かつ、必要数以上となった場合には、資金協賛等の協賛状況及び申込順を勘案し総合的に判断します。

(協賛の特典等)

第8条 第2条第1項第1号の規定による協賛者特典は、別表「協賛者特典一覧」(以下「特典一覧」という。)のとおりとします。ただし、第2条第1項第2号及び第3号の規定による協賛者特典は、実行委員会が、協賛内容から換算した金額により特典一覧の協賛金額の区分に応じたものとします。

(特典の使用期間)

第9条 特典の提供時期は、申込書の提出があり、受理書を通知した後とします。

2 協賛者呼称の使用期限は、平成28年11月30日までとします。

(協賛金の使途)

第10条 協賛金は、その全てを本大会行事の経費に使用し、目的外使途には一切使用しないものとします。

(特典譲渡の禁止)

第11条 企業等は提供された特典を第三者に移転又は譲渡してはならないものとします。

(協賛申込の不受理等)

第12条 実行委員会会長は、申込者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨通知します。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は本大会を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者
- (3) 法令又は公序良俗に反する者
- (4) 本大会について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのある者
- (5) その他実行委員会会長が不相当と判断する者

(特典提供の停止)

第 13 条 実行委員会は、協賛者が次のいずれかに該当すると思われるときは、特典の提供を停止することができるものとします。

- (1) 協賛者の協賛内容について、不正の事実を発見したとき
- (2) 協賛者が故意又は重大な過失により、実行委員会又は第三者に損害を与えたとき
- (3) その他実行委員会が、特典の提供を停止する必要があると認めるとき

(協賛金等の取扱い)

第 14 条 第 13 条の規定により特典の提供を停止した場合であっても、実行委員会は、協賛者から納付された協賛金や提供された物品等の返還は行わないものとします。

(賠償責任)

第 15 条 協賛者が、次のいずれかに該当した時は、その被害者に対し、当該企業等は損害を賠償するものとします。

- (1) 協賛の実施にあたり、自らの攻めに帰すべき理由により、実行委員会又は第三者に損害を与えたとき
- (2) 第 13 条の規定による特典提供の停止を受けたことにより、実行委員会又は第三者に損害を与えたとき

(免責)

第 16 条 協賛者が、第 13 条の規定による特典停止又は第 15 条の規定による第三者への賠償による損害を受けた場合においても、実行委員会はその責めを負わないものとします。

(会計報告)

第 17 条 協賛金の会計報告は、実行委員会に係る会計の清算後に、実行委員会の承認を得て行うものとします。

(その他)

第 18 条 この要領に定めるもののほか、協賛の実施に関し必要な事項は、実行委員会が定めるものとします。

附 則

この要領は平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

別記
様式第1号

第1回「山の日」記念全国大会協賛申込書

平成 年 月 日

第1回「山の日」記念全国大会実行委員会
会長（松本市長） 菅谷 昭 様

住所又は所在地
名 称
代表者(役職・氏名)

印

第1回「山の日」記念全国大会に下記のとおり協賛を申し込みます。

記

- 1 協賛の形態 資金協賛 ・ 物品協賛 ・ その他協賛
(該当する協賛形態を囲んでください。)

2 協賛の内容

(1) 資金協賛

協賛名称	協賛
金額	金 0,000 円
納入予定時期	平成 年 月

天空協賛（300万円を超えるもの）、頂上協賛（300万円）、8合目協賛（100万円）、5合目協賛（50万円）、3合目協賛（25万円）、1合目協賛（10万円）、サポーター協賛（1口3万円）

(2) 物品協賛

ア 物品協力

品名	
数量	
納品予定時期	平成 年 月

イ 実行委員会車両への企業ロゴ掲出

掲出期間	平成28年 月
掲出金額	金 0,000 円
納入予定時期	平成 年 月

車両への掲出金額は、10万円/月（3月～4月）、20万円/月（5月～10月）です。希望する掲出月の掲出金額（複数月の場合は合計金額）を記入してください。

- (3) その他（機器等の無償貸与、輸送運搬、広告掲示など協賛内容をご記入ください。）

協賛内容	
------	--

3 連絡先

担当者		所属・役職	
電話		F A X	
メール			

別記

様式第2号

第1回「山の日」記念全国大会協賛申込受理書

平成 年 月 日

様

第1回「山の日」記念全国大会実行委員会
会長（松本市長） 菅谷 昭

平成 年 月 日付けで申込みのありました第1回「山の日」記念全国大会協賛申込書を受理いたしました。

協賛金の支払方法（又は協賛物品の受納方法）等につきましては、下記のとおりとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

記

1 協賛金の納入方法

同封の請求書により、第1回「山の日」記念全国大会実行委員会に納入をお願いします。

【物品協賛の場合】

1 協賛物品の納品方法

別添の方法により、期限までに納品をお願いします。

2 協賛呼称

協賛企業の第1回「山の日」記念全国大会の協賛呼称は次のとおりとします。

〇〇（協賛社名）は第1回「山の日」記念全国大会を応援しています。

上記以外の協賛呼称を使用する場合は、ご相談ください。

3 その他（協賛金額10万円（1合目協賛）以上の場合のみ記載する。）

第1回「山の日」記念全国大会実行委員会専用ウェブサイトから貴ホームページへリンクしますのでアドレスをご連絡ください。

【担当者】

氏 名

電話番号

メールアドレス

協 賛 物 品 の 例 示

第1「山の日」記念全国大会協賛要領第2条第2項に規定する「協賛物品の例示」は以下のとおりです。

1	<p>広報活動用車両 (キャラバンカー)</p> <p>実行委員会で広報活動等に使用する車両 (貸与を含む)</p>
2	<p>広報活動で使用する物品</p> <p>カウントダウンボード、バナー等</p>
3	<p>スタッフユニフォーム</p> <p>当日にスタッフが着用するシャツ、帽子など (人数: 150 ~ 300名)</p>
4	<p>招待者に配付する物品</p> <p>(1) 配付物用バック (2) 手荷物検査用ビニール袋 (3) 帽子 (4) カップ</p>
5	<p>式典装飾品</p> <p>「山」を連想させる物品、花など (要相談)</p>
6	<p>式典及び記念行事で使用する物品</p> <p>飲料水、山携帯食など</p>
7	<p>その他</p> <p>上記以外に本大会の実施に要する物品 (ご相談ください)</p>
<p>【留意事項】</p> <p>1 実行委員会で、協賛物品の色、規格、デザイン等を指定することがあります。</p> <p>2 協賛者は、協賛物品に「企業名、支援呼称」を表示することができます。 なお、文字サイズ、表示方法等は実行委員会で指定します。</p> <p>3 協賛呼称は、次のとおりとします。 「〇〇(協賛社名)は第1回「山の日」記念全国大会を応援しています。」</p>	

協賛者特典一覧

区 分		資金協賛の種類							
		天空協賛 300万円 を超える もの	頂上協賛 300万円	8合目 協賛 100万円	5合目 協賛 50万円	3合目 協賛 25万円	1合目 協賛 10万円	サポーター 協賛 1口 3万円	
1	式典等への特別招待者枠の確保								
2	式典大型ディスプレイでの紹介	協賛者ロゴ							
		協賛者名							
	オフィシャルガイドブックへの掲載	協賛者ロゴ							
		協賛者名							
	式典会場協賛企業横断幕へのロゴ掲載	協賛者ロゴ							
	大会記念誌への掲載	協賛者ロゴ	「頂上協賛」+ 個別に相談						
		協賛者名							
	大会記念ウェブ サイトへの掲載	トップページメイン枠		協賛者ロゴ/リンク					
		大会理念ページ		協賛者ロゴ/リンク					
		トップページ		協賛者ロゴ/リンク					
協賛者名/リンク									
3	全県版新聞掲載記事への掲載 (1回、9月頃)	協賛者ロゴ							
		協賛者名							
	記念行事告知チラシへの掲載	協賛者名							
	海外メディア向けプレスツアーでの協賛企業取組PR	個別相談							
4	記念行事でのブース出展	サイズ別途							
	記念行事会場等での協賛者パンフレット配布	最大でA4							
5	協賛呼称・シンボルマークの使用								

<留意事項>

協賛者の特典区分は、上記表の色付き部分となります。

区分「1」については、頂上協賛以上については式典へのご招待、8合目協賛については式典へのご案内を予定しています。

区分「2」「3」の掲載につきましては、金額の多い順、同額の場合には申込み順とし、金額と申込みが同じ場合は五十音順にご照会します。

ブース出展数の上限を超えた場合は、金額上位の企業を優先させていただきます。

上高地内のブース出展に当たっては、景観に配慮し、モノクロ又は上高地管理計画で認められている色のみの使用に制限される場合があります。